

## 【議 事 2】

### 令和 6 年度公共交通実証実験（タクシー利用助成）の拡充について

令和 6 年 3 月に実施した公共交通実証実験アンケートの結果、改善点の項目（問 17）において助成内容（金額・枚数）が 30%であった。また、交通全般に対する要望（問 18）においても、「1 回の乗車で 1,000 円しか使えないのは困る」との意見があった。この結果を踏まえ、現状の 1 回の乗車につき 1 人 2 枚までの使用制限を撤廃したい。

---

#### 九十九里町公共交通実証実験助成事業【概要】

##### 1 実証実験の目的

- (1) 公共交通空白地における住民の移動支援と生活の質の向上
- (2) 路線バス等既存の公共交通の利用促進に向けたフィーダー交通としての有効性の検証
- (3) タクシー利用助成の有効性と課題の検証

##### 2 実験内容

###### (1) 実施期間

令和 3 年 10 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日

###### (2) 対象者

- ア 作田丘地区または真亀丘地区に住所を有する 75 歳以上の者
- イ 作田丘地区または真亀丘地区に住所を有する 65 歳以上の者で運転免許証を自主返納したもの

###### (3) 助成内容

対象者 1 人につき 500 円のタクシー利用助成券（以下「助成券」と言う。）月 4 枚を配布。ただし、申請手続きを行い、公共交通利用料助成決定通知を受けた者に限る。

###### (4) 利用方法

乗車時に助成券を提示し、使用できることを確認の上、乗車する。  
料金支払時に助成券を乗務員に渡し、不足額を現金等で支払う。

###### (5) 利用条件

ア 町内のみの運行とする。ただし、指定箇所についてはこの限りではない。

指定箇所 トウズ成東店

山武市本須賀 4581

エービン成東本須賀店

山武市本須賀 4546

セブンイレブン成東本須賀店 山武市本須賀 4567-1

- イ 助成券の使用枚数は1回の乗車につき対象者1人当たり2枚までとする。  
ただし、同乗者で助成券を所持するものがある場合、これを利用することができる。
- ウ 助成券の利用は対象者本人に限る。
- エ 助成券に対する釣銭は出さない。
- オ 実証実験に関するアンケート調査へ協力する。

(6) 利用できるタクシー会社

有限会社片貝タクシー 九十九里町片貝 3385-2 電話 0475-76-3351

## 九十九里町公共交通実証実験助成事業実施要綱【抜粋】

### 【旧】

(使用の方法)

第7条 助成券は、助成決定者が第9条第1項に規定する町と契約を締結したタクシー事業者のタクシーを利用した場合に限り、1回の乗車で当該タクシーの利用料金が500円を超えた場合に助成決定者1人につき2枚まで使用することができる。

### 【新】

(使用の方法)

第7条 助成券は、助成決定者が第9条第1項に規定する町と契約を締結したタクシー事業者のタクシーを利用した場合に限り使用することができる。